

日本における朝鮮近代史研究の成果と課題

糟谷 憲一

はじめに

本稿では、一九八〇年代以降における朝鮮近代史研究の動向を概観し、第一に、その研究対象、研究方法、重

要な論点にどのような特徴が見られたのかを指摘し、第二に、研究の到達点をふまえるとき、今後の課題としなければならない点はどういうものかについて、私の見解を述べたい。私の専攻は一九世紀政治史であるとの、時間の制約のために、検討対象の時期を大院君政権期から「併合」までに、分野を主として政治史に限定した。また、全ての研究に目を通すことができず、網羅的なものではないことも、お断りしておきたい。

一九七〇年代までの研究については朝鮮史研究会編『新朝鮮史入門』において研究動向の検討がなされているので⁽¹⁾、これに続く一九八〇年代から今日に至るまでの時期の研究を通して、通観しようとしたためである。

一九七〇年代までの日本における朝鮮近代政治史研究を概観してみると、主に二つの研究潮流を見いだすことができる。第一の潮流は、日本の朝鮮侵略・植民地支配の過程の解明に重点を置いたものである。第二の潮流は、民族運動とその思想の究明を主な研究課題として、朝鮮近代政治史・思想史における内在的発展を究明しようとしたものである。一九六〇年代半ば以降は、第二の潮流、「内在的発展論」に立つ潮流が研究を主導し、大きな成

果を挙げてきた。

一九八〇年代以降の研究においては、「内在的発展論」の問題点に対する批判が強まり、そのことと結びついて、研究対象は多様化していった。そういう点に注目すると、一九八〇年代以降を一つの時期として括ることは、意味があることである。

以下、大院君政権・閔氏政権期、甲午農民戦争から日露戦争前まで、日露戦争開始から「併合」までの三つの時期に大きく区分して、研究動向を検討することとしたい。

一 大院君政権・閔氏政権期

この時期を対象とする政治史研究においては、一九六〇年代半ばから一九七〇年代にかけては、開化派・衛正斥邪派・東学の運動とその思想を中心に、民族運動との思想の形成・展開過程を究明することが中心となつた。

その中でも、開化派の運動、開化思想の形成・展開過程に関する研究が最重要視されたと言つてよい。それゆえ、まず、甲午改革前までの開化派・開化思想の形成・展開さ

過程を扱つた研究を検討しよう。

一九八〇年に姜在彦はその開化派・開化思想研究の集大成というべき『朝鮮の開化思想』を刊行した⁽²⁾。同書は、開化思想が儒学史上における美学思想を継承して形成されたことの論証に力点を置くとともに、開化運動史の諸段階を、美学から開化への転換→初期開化派の形成→「法的開化派」と「改良的開化派」とへの分化→甲申政変→独立協会運動→愛国啓蒙運動と区分した。甲午改革は、「権力の奪取と維持における他律的性格」を理由に開化運動史から除外された。そして、「近代への具体的ビジョンを開示し、世界史的同時性を獲得するための運動としては開化運動をおいて他にない」、それは「朝鮮の自主的近代化の思想的軸」だとした。この主張と甲午改革への評価を合わせて考えると、近代化への主体を何よりも変法的開化派に求める立場を鮮明にしたものと言うことができる。

糟谷憲一「甲申政変・開化派研究の課題」⁽³⁾は、その時点までの甲申政変に関する諸説を検討した上で、開化派が甲申政変に際して実行に移そうとした改革の課題は、その後における金玉均の上疏、朴泳孝の意見書を遡及さ

せて理解するのは妥当ではなく、甲申政変政綱の内容に即して理解するしかない」と主張した。そして、甲申政変は改革派官僚の独裁による「上からのブルジョア的改革」をめざしたものであると規定するとともに、①政綱と一九世紀初頭以来の内政上の重要な問題との関わり、政綱と日本の明治維新以来の諸改革との関わりをいつそう具体的に解説すること、②金玉均ら開化派の政治的勢力はなお微弱であつたのであり⁽⁴⁾、一八八〇年以来の閔氏政権の開化政策が開化派の成長・発展の大きな発展の契機となつたことを正当に認識すべきこと、③金弘集・金允植・魚允中ら稳健開化派の活動について具体的な実証的研究を進める必要があること、④甲申政変を規定した国际的条件・国際環境について具体的に究明する必要があること、の四点を今後の研究課題として提起した。姜在彦說を多くの面から批判する見解の提示であつた。

原田環は「一九世紀の朝鮮における対外的危機意識の形成」⁽⁵⁾において、閔氏政権は一八八〇年に開国近代化政策を採用し、壬午軍乱の鎮圧によって開国路線が定着するが、朝清商民水陸貿易章程の締結以後、開国派は清との関係を基軸として維持しようとする事大派（守旧派）

と、清からの独立をめざす独立派（開化派）とに分裂した、と論じた。開化派を金玉均らのグループに限定し、金弘集・金允植・魚允中ら「穩健開化派」は開化派から除外された。後者がどう位置づけられるかを示したのが、「一八八〇年代前半の閔氏政権と金允植」⁽⁶⁾であり、金允植は清との事大関係を堅持することで外圧に対抗し、儒教文化を維持しつつ近代化を進める路線を取つたとした。

一九八〇年代以降の開化派研究は、一八八〇年代後半以降における開化派の思想に関する研究を中心に展開した。野村淳一「俞吉濬についての一考察」⁽⁷⁾は、『西遊見聞』に基づいて、議会制による立憲政治を時期尚早として絶対主義的君主権の確立を構想した俞の改革思想は伝統的政治思想を離脱し得なかつたものであると論じた。趙景達「朝鮮における大国主義と小国主義の相克」⁽⁸⁾は、①甲申政変前には金玉均・俞吉濬ら変法的開化派は大國主義（大国志向型ナショナリズム）を提唱し、金允植・魚允中ら改良的開化派は小国主義を模索していた、②甲申政変後には変法的開化派も小国主義へ転回し、金允植は儒教的的理想主義に立脚して富国策を優先し強兵策を猶予する小国主義を唱えた、③金允植は富民の積極的保護

育成による資本主義化の構想を示したと論じた。開化派のなかに「小国主義」・「大国主義」と特徴づけられる差異があつたと言うことができるかは疑問であるが、金允植『十六私議』の重要性に着目し、穩健開化派研究を一步進める役割を果たした。木村幹『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識』⁽⁹⁾も、金允植の政治活動と思想を検討し、彼の官僚としての生活は朝鮮自強の方策を断念することの連続で、その度に朝鮮が「小国」であることを認識させられ、しだいに改革の意欲を失つていつたと論じている。

月脚達彦「開化思想の形成と展開」⁽¹⁰⁾は、俞吉濬の開化思想の形成過程を考察するとともに、一八八七年の朴定陽駐米公使派遣問題を機に反清独立論を強め、一八九四年の清国軍派遣によつて決定的となり、反清反閔氏の政変を企て、ついで甲午改革の參謀格として活動するに至つた経緯を明らかにした。月脚「朝鮮開化思想の構造」⁽¹¹⁾は、俞吉濬の人間観は道徳性こそが人間の本質であるとする点で朱子学に近く、政治によつて人民を修養させることを最重要視し、立憲君主制論もそうした観點から評価されていることを指摘し、また、このような俞の人間

觀・政治論は朝鮮王朝後期の実学や英祖・正祖の蕩平策などとの連續性で捉えられるべきである、と論じた。

大院君政権や閔氏政権の権力構造やその諸政策に関する研究が進んだ。糟谷憲一は大院君政権期の重要な官職就任者の党派別姓氏別構成の分析を行い⁽¹²⁾、南人・北人の登用の顕著な拡大、外戚勢力の大きさなどを明らかにするとともに、老論優位の体制はなお維持されており、大院君政権が老論勢力全体に對して抑圧的であつたとするのは事実に符合しないと論じた。糟谷はその後、地方官就任者の党派別姓氏別構成の分析も行つた⁽¹³⁾。また、閔氏政権期の重要な官職就任者の党派別姓氏別構成の分析も行い、甲申政変後における老論優位体制の極大化、老論の驪興閔氏勢力の大幅な伸張を立証した⁽¹⁴⁾。権力の編成原理が党派と門閥であり、その点では朝鮮王朝後期以来連續していることを具体的に示したのである。

大院君政権の内政に関する専論としては、井上和枝による土豪抑圧政策に関する研究がある⁽¹⁵⁾。木村幹、前掲書は、その第四章において大院君政権期を王朝再建・強化のための「上からの改革」、癸酉政権期（一八七三年癸酉政变から開国までの時期をこのように命名）を「儒教的

レッセフェール」期と特徴づけた。⁽¹⁶⁾ 政権の性格に関する議論を進める上においては、参考されるべき研究である。

閔氏政権の内政に関しては、同政権後半期の開化政策が関税収入などを財源に進められたが、一八八九年以降には財源不足のために事業を縮小せざるを得なくなつたことを明らかにした須川英徳の研究がある。⁽¹⁷⁾ また、大澤博明は、閔氏政権後半期におけるアメリカ軍事教官による軍隊訓練の実態を主として欧米・日本の外交史料について検討し、中央軍が中隊・小隊レベルの行動しか修得できず、治安維持力としては期待できる状態ではなかつたことを明らかにしている。⁽¹⁸⁾ 藤間生大『壬午軍乱と近代東アジア世界の成立』⁽¹⁹⁾ は、壬午軍乱を契機とする朝鮮、日本、中国の三国における政治的・社会的変動を示し、壬午軍乱の画期性を明らかにした。

日本の対朝鮮政策に関する研究は、主として日本近代史研究者によって行われた。高橋秀直『日清戦争への道』⁽²⁰⁾ は、壬午軍乱以後の日本の対朝鮮・対清外交、軍備拡張・財政を検討して、①日清開戦直前までの明治国家の外交路線はアジアへの膨張、大陸国家化をめざすものではなかつた、②その財政路線は軍拡至上主義ではなく、健

全財政原則を重視する「小さな政府」路線に立つものであつた、③日清開戦はここに至るまでの明治国家の歩みの延長ではなく、むしろ断絶であつたと、論じた。この新説は、日本の大陸国家化・帝国主義化にとつての日清戦争の画期性を強調したものと受け取ることも可能であるが、それ以前の時期における日本の対朝鮮政策が侵略主義であつたこと、壬午軍乱・甲申政変後の陸海軍拡張が対清戦争遂行を可能にしたことを軽視している。崔碩莞『日清戦争への道程』⁽²¹⁾ は、壬午軍乱期以後の日本の東アジア政策を検討して、①日本は、朝鮮問題をめぐる日清間の対立に欧米列強が何らかの干渉を行い、それによつて日本に不利益が生じることを警戒した、②日本政府内の諸政策論者における、対清開戦策か対清避戦策かをめぐる葛藤は、列強の干渉の可能性に対する判断の差に起因するものであり、対清開戦策は、列強の干渉の可能性に対応する判断の変化によって絶えず変動する不安定なものであつた、③その意味では、日本の軍備拡張策が列強の軍備を常に意識しながら推進されたことは注目に値する、と論じている。「日本の対外膨張政策の糺余曲折した展開」を、清国や欧米列強の動向と関係づけて究明し

ようとするものであり、概ね説得的である。大澤博明「日清天津条約の研究」⁽²²⁾は、一八八五年の天津条約の運用状況を考察し、同条約は東アジア地域の平和を維持するための日英清協調枠組みであつたことを主張し、条約第二条に基づく朝鮮軍再編策は朝鮮の治安維持能力再建による朝鮮独立の実質化にとつて重要な意味を有したが、旧支配体制との矛盾・清の干渉のために挫折したことを明らかにした。日本の朝鮮における経済的勢力拡大政策を支えた領事館警察の歴史について、『外務省警察史』など史料を基にして明らかにしたものに、副島昭一「朝鮮における日本の領事館警察」⁽²³⁾がある。最近、荻野富士夫『外務省警察史』が刊行されたが、その第一部は「朝鮮・韓国における領事館警察」と題して、一九〇五年末までの歴史を詳しく跡づけている。⁽²⁴⁾

閔氏政権成立直後の対日外交については、見直しがおこなわれている。宋安鍾は一連の論文において、一八七四年の日朝交渉を詳細に再検討している。⁽²⁵⁾宋はそのなかにおいて、①朝鮮側が一八七四年に交渉を再開した要因は、一八七二年以来断絶していた対馬との通交関係を復旧することの必要性に気づいたためであり、明治政府と

の関係はまったく念頭になかった、②したがつて、再開の要因は閔氏勢力と大院君勢力との権力闘争や、清から伝えられた日本の台湾出兵情報ではない、③協定が成立したのは、相手側が自国の外交路線に基づく国交樹立を受諾したかのような錯覚と、両国路線の原理的対立が解決されたかのような外観を双方に与える役割を果たしたためである、と論じた。

日清戦争前の朝清関係に関する研究は、多くの成果を得た。三好千春「大院君政権の中国認識」⁽²⁶⁾は、燕行使がもたらした中国事情報告を検討して、大院君政権はその衛正斥邪の立場から同治帝や保守派に期待し、洋務運動を進める恭親王を西洋と通謀する者として低く評価していたこと、などを明らかにした。原田環「朝・中『両截体制』前史」⁽²⁷⁾は、一八七六～八一年の李裕元と李鴻章との書簡を通じた交渉過程を検討して、両者の意図の共通性（宗属関係を利用して自国の保全を図る）と差異（李鴻章の対朝鮮開国勧導、李裕元の事大交隣体制堅持）を確認するとともに、結局、朝鮮は「万国公法」的国際秩序への対応を清の外交官僚による交渉に委ねながら歐米へ開国していく、「両截体制」（「万国公法」的国際秩序と

宗属関係の併存)が成立する、と論じた。原田「清における朝鮮の開国近代化論」⁽²⁸⁾は、黄遵憲『朝鮮策略』と何如璋「主持朝鮮外交議」を取り上げ、それらは、朝鮮を清の属国として保持するために、相互補完しながら朝鮮の開国近代化政策を推進しようとするものであつたと、論じた。

秋月望「鴨緑江北岸の統巡回哨について」⁽²⁹⁾は、一八四六年から日清戦争前まで行われた、鴨緑江北岸における清側の辺境巡視行動と朝鮮側の協力を扱つたものであり、中国人の辺境居住が増大していつた状況でも巡回会哨が続けられたのは、管轄権が清に帰属することを内外に示すものではなかつたかと推測している。秋月「朝中貿易交渉の推移」⁽³⁰⁾において、魚允中を担当者とする、海禁の解除と朝鮮使節の北京常駐の許可を求める一八八二年の対清交渉を検討し、海路通商許可・派使駐京不許可までの経緯を明らかにした。秋月は、「のちに、『魚允中における「自主」と「独立」』⁽³¹⁾において、この交渉を担当した魚允中の「自主」の理解とそれに基づく対清交渉の戦略を検討し、①魚允中は当初は清が認めていた華夷秩序における「自主」の枠内で「外交」と「商務」を推進し「自

強」を図ろうとしたが、万国公法で言う独立した主権国家の発想はなかつた、②しかし西欧との「外交」「商務」関係の開始が、華夷的宗属関係の重要性と必要性とを強調しながらも、新たな状況に対応した朝清関係の質的改編の欲求を引き出し、それが外觀上は万国公法的な色彩の強い対清要求となつて浮上した、③魚允中は万国公法秩序と華夷秩序とを明確に位置づけていなかつたが、結果として魚の言う「自主」はSovereigntyあるいは「独立」に急接近しはじめた、と論じた。秋月「朝中間の三貿易章程の締結経緯」⁽³²⁾は、朝清商民水陸貿易章程(一八八二年一〇月)・奉天與朝鮮邊民貿易章程(一八八三年一〇月)・吉林與朝鮮商民貿易章程(一八八四年一月)の成立経緯を詳細に跡づけた。朝清商民水陸貿易章程交渉における魚允中の片務的条項修正の要求とそれが中国側の華夷論理の前に貫徹できなかつたことを明らかにし、三章程の成立によって「いわば抽象的な中華秩序イデオロギーに支えられていたに過ぎなかつた華夷的関係が、条約の形式を借りて明文化された」と論じた。

境界問題・国境問題についても、注目すべき研究があつた。秋月望「朝露国境の成立と朝鮮の対応」⁽³³⁾は、一八

五八年のロシアの沿海州領有の結果、朝露国境が成立し、その後、朝鮮が積極的な対応を見せなかつたことを明らかにし、それは「人臣、外交の義無し」という華夷システムの論理を積極的に活用して清を防護壁とすることによつてロシアとの直接的な接触を避けようとしたこと、境界を自国管轄権の行使の領域の限界と捉えていたことのためであると論じた。田川孝三「光緒三年朝鮮越境流民問題」は、朝鮮北境農民の間島への越境流民問題に対する高宗親政後の政策転換を究明したものである。⁽³⁴⁾ 朝鮮政府は一八七六年に農民の越境開墾耕作を公然と認めたが、一八八一年に清側が越境農民の中国民籍編入を通告すると越境農民を帰国させることに政策を変更した。ところが一八八三年に西北統領使魚允中が豆満江辺農民の陳訴を入れ、土門江（朝鮮側呼称）以南の朝鮮旧領であることを主張して、領土紛争を起こすに至つた。朝鮮側主張は朝鮮史籍に照らしても根拠無いことであるが、領有権を主張して争つたことは清側の宗主権強化の最中における朝鮮の著しい抵抗であつたと、同論文は位置づけた。

一「近代的外交体制の創出」がある⁽³⁵⁾ この論文は、対日

開国以降、①朝鮮の外交体制には条約に基づく新外交体制と旧外交体制である朝清間の宗属関係とが併存することなり、甲申政変後には清の宗主権強化政策に対しても、朝鮮国王・政府は新外交体制の存在を前提にした抵抗を行い、新旧外交体制間の対立が展開したこと、②一八九四年の宗属関係の廃棄は独立＝清からの独立という意識を形成したこと、③日清戦後も清は朝鮮を旧藩属国視する政策を取つたので、清からの独立の強調は現実的な意味を持つたこと、などを論じた。その後、崔蘭英は「近代朝鮮の外交政策の一侧面」において、朝清商民水陸貿易章程の調印によって、朝貢関係と条約関係が同等に認められる二重外交関係が確立したと規定し、二重外交体制の中で、朝貢関係と宗属関係との間の矛盾と朝鮮の国益が衝突するときには、朝鮮は条約関係の理論－万国公法を利用したのであり、したがつて、閔氏政権を「親清事大」とすることも「反清」とすることも正しくないと論じた⁽³⁶⁾ 最新的研究としては、中国近代史研究者である岡本隆司『属国と自主のあいだ』がある⁽³⁷⁾ 同書は、宗属関係を朝鮮が「属国自主」として位置づけられる関係として把握し、「属国」と「自主」の理解をめぐつて、朝清

間に矛盾が展開し、西洋諸国が理解不能に陥つていく過程として、一八六〇年代から日清開戦までの朝清関係及びそれをめぐる英米露日の動向を動態的に検討したものである。

朝鮮政府の外交政策決定過程に注目した研究としては、

北原スマ子「朝鮮の対西洋開国決定とロシア認識」がある⁽³⁸⁾。この論文は、日本や清からもたらされたロシア脅威論が、朝鮮政府の対西洋開国決定に大きな影響を与えたことを立証した。北原は、また「第三次修信使の派遣と『日朝通商章程』の改定・課税交渉」において、一八八年の修信使趙秉鎬一行による「日朝通商章程」改定交渉を詳しく跡づけ、何如璋駐日清国公使から翌年の日英条約改定を待つのが得策との情報を得て、交渉を打ち切つて帰国したことを明らかにし、戦略的に交渉を決裂させた側面があると論じた⁽³⁹⁾。酒井裕美「甲申政変前における朝清商民水陸貿易章程の運用実態」は、朝清商民水陸貿易章程の内容を分析し、楊花津入港問題を例としてその運用過程を検討することを通して、甲申政変前の朝清関係の実態を明らかにした⁽⁴⁰⁾。章程自体の持つ不完全さは、朝清両国に絶えず交渉を必要とする状況をもたらし、朝

鮮側は章程の解釈に自分なりの主張を展開し、運用に関する細則を独自に制定し、対清交渉に活用したこと、しかし、清が朝清関係の特殊性を持ち出して迫れば、朝鮮側は主張を取り下げざるを得なかつたことが、指摘されている。

二 甲午農民戦争から日露戦争前まで

まず、甲午農民戦争を取り上げる。その前史としての閔氏政権期の民乱を研究したものとしては、趙景達「李朝末期の民乱」がある⁽⁴¹⁾。この論文は一八八五年に江原道原州にて起きた民乱を取り上げたものであり、民乱の主体は「貧農を中心とする小民」であり、士族側が小民側に付いたのは、「徳望家的秩序観」の存在を示すものであると論じた。趙景達はその甲午農民戦争研究を、『異端の民衆反乱』にまとめた⁽⁴²⁾。同著によれば、甲午農民戦争は貧農・半プロ（半プロレタリア）を中心とするものであり、民衆が異端東学の教理によって自らを変革の主体に認定したことによって初めて可能となつたものであり、「徳望家的秩序観を前提に国王・王父幻想が広まつて

いく中にあつて、仲介勢力排除の必要ゆえに、武力的請願の形式において、平均主義と平等主義を実現しようとした民衆反乱」「徹底した民本主義を標榜しつつも、そうであるがゆえに、民衆自らの恒常的な参与を求める闘争ではありえない」「反近代的変革の範疇に属する運動であった」と規定される。⁽⁴³⁾

日清戦争と朝鮮に関する研究としては、まず、朴宗根『日清戦争と朝鮮』⁽⁴⁴⁾を挙げなければならない。この著書は朝鮮侵略戦争としての日清戦争の諸側面を実証的かつ詳細に明らかにし、また朝鮮人民の反日運動の多様な姿を描き出した。

佐々木揚「イギリス極東政策と日清開戦」⁽⁴⁵⁾は、イギリス史料を用いて、①イギリス極東政策は一八九四年初には日清両国と友好関係を結んでロシアの進出に対抗することを基調としていたが、日清の対立が深刻化し開戦に至るまでの時期におけるイギリスの政策を主要に規定した要因はロシアの意図に対する考慮であり、ロシアの日清紛争単独介入の懸念が無くなるに及んで初めて日本の対清開戦を黙認するに至った、②イギリスは開戦前に陸海軍の情報に基づいて日本の軍事力の対清優越を知り、

日本の戦勝を予想したが、この判断は日清戦争不可避の場合には極東政策を英日ブロックによるロシアの南下阻止に転ずるという構想に基づいていたと、論じている。

②の点は日本の朝鮮侵略・対清開戦がイギリスの軍事戦略上の転換といかに密接に結びついて可能となつたかをよく示しており、貴重な指摘である。⁽⁴⁶⁾

中塚明『『蹇蹇録』の世界』は、『蹇蹇録』の草稿・第一次刊本・第二次刊本（流布本）の異動を対照することにより、陸奥宗光が同著を表した目的は、日清戦争の外交指導の正当性を主張する目的であつたと論じている。⁽⁴⁷⁾ 大澤博明「伊藤博文と日清戦争への道」は、一八九四年六月二日の日本政府の閣議決定による朝鮮出兵は、農民軍鎮圧のためであつて、対朝鮮政府戦争・対清戦争を意図したものではなく、その後の日清共同の朝鮮内政改革案の提起も清を挑発する意図の下で行われたものではなかつた、と主張した。⁽⁴⁸⁾ 大澤は、統いて「日清共同朝鮮改革論と日清開戦」において、日本の朝鮮出兵の真意は日清共同による朝鮮内政改革の実現で、日清開戦は清との合意調達失敗の結果であると、論じた。⁽⁴⁹⁾

中塚明『歴史の偽造をただす』は、一八九四年七月の

日本軍による朝鮮王宮占領は、対清開戦のために朝鮮政

府を従属させるための作戦であり、その意味で日清戦争の最初の武力行使であつたと位置づけ、その実態を詳細に跡づけるとともに、日本参謀本部公刊の『明治廿七八年日清戦史』第一巻（一九〇四年）では実態とは違う記述に書き換えられていることを明らかにした⁽⁵⁰⁾。糟谷憲一

「日清戦争と朝鮮民衆」は、①牙山に上陸した清軍が実際に全羅道農民軍を鎮圧するために南下出動したが、農民軍は分散して交戦に至るのを回避したこと、②清軍による掠奪は甚だしく、朝鮮官民の反感を買い、その「協力」を得られなかつたこと、③朝鮮政府の対日協力の方針にもかかわらず、地方官民は日本の軍事行動に非協力的な態度を取ることが多かつたことを、明らかにした⁽⁵¹⁾。

姜孝叔「第二次東学農民戦争と日清戦争」は、①一八九四年一一月から一八九五年二月まで展開された日本軍主

導による農民軍鎮圧作戦の過程を、日本陸軍文書に基づいて明らかにした⁽⁵²⁾。日清戦争期における日本の対朝鮮政策については、朴宗根の上掲書の他に、森山茂徳『近代日韓関係史研究』⁽⁵³⁾がその第一部第一章「朝鮮保護国化の端緒」で扱い、その性格を「実質的保護国化政策」と規

定した。

甲午改革に関する研究は、あまり多くない。月脚達彦「甲午改革の近代国家構想」は、改革法令の分析を行い、対外主権確立の構想、「国民」の形成と統合、君主権・宮中の「制度化」、地方制度・徵税制度改革、地方「自治」政策、にわたつて改革の内容を跡づけた⁽⁵⁴⁾。日本における甲午改革研究の標準となる研究と言うことができる。金

靜美「一九世紀末・一〇世紀初における「白丁」」は、「解放議案」による「白丁」の解放は制度的にも不徹底であり、獸肉販売業・屠殺業に従事した「白丁」が庖肆規則によつて政府の統制下に置かれて新たな収奪体制下に再編されたこと、植民地化によつて日本資本の皮革関係業への進出による圧迫が加わつたこと、などが指摘されている。近代的警察制度の導入については、伊藤俊介の研究がある⁽⁵⁵⁾。

独立協会の研究も、私の見る限りでは、月脚達彦「独立協会の「国民」創出運動」⁽⁵⁷⁾があるだけである。この論文は、独立協会の運動を「国民」創出の運動と捉え、『独立新聞』の記事を検討して、「国民」創出のために国旗掲揚、愛国歌斉唱、皇帝万歳の唱和などのキヤンペーンを

展開したことを明らかにしている。また、独立協会はいち早く「国民化」した独立協会会員が議員として国政に参与し、一般民衆は独立協会の指導の範囲内で政治運動に参与するという内容の「議会」設立を構想していたとも、論じている。

大韓帝国期、光武改革に関する研究は、比較的多く現れた。宮嶋博史「光武改革論」⁽⁵⁸⁾は、①大韓帝国の成立は中国との宗属関係の廢棄を意味したとの理解を示し、②国内改革の主要な柱であつた量田は、一般に通用してい面積単位である斗落・日耕を把握することで、結負制の欠陥を補うことを目指した点で、現実的な改革であり、このような志向は日本による土地調査事業に受け継がれたと論じた。奥村周司「李朝高宗の皇帝即位について」⁽⁵⁹⁾は、皇帝即位は儀礼的手続を踏むことによって初めて實現するものであると述べ、圓丘の祀天礼を行うことの重要性、皇帝即位の背景には朝鮮において歴史的に形成された自立的国家観念・世界観があつたことを指摘した。月脚達彦「大韓帝国における「国民化」・序説」⁽⁶⁰⁾は、大韓帝国期における「国民」形成の過程を保護国期まで含めて明らかにしたものである。広瀬貞三「李容翊の政

治活動（一九〇四～一九〇七）について」は、光武改革期の皇帝側近官僚李容翊の政治活動歴を丹念に跡づけたものである⁽⁶¹⁾。吉川友丈「上からの改革と地域社会」⁽⁶²⁾は、全羅南道長城郡を事例として、甲午改革以降における地域支配の実態を明らかにし、在地土族がなお、ある程度の影響力を保持し続けたと考えられると論じた。民乱に關しても、若干の成果があつた⁽⁶³⁾。趙景達「朝鮮の義賊」⁽⁶⁴⁾は、活貧党・火賊の活動とその義賊意識を考察したものである。

大韓帝国期の対外関係についても、相当多くの成果を得た。森山茂徳前掲書⁽⁶⁵⁾の第一部第二章「朝鮮保護国化の進展」は、日本の朝鮮土地買収事業、朝鮮借款給与計画、朝鮮鉄道敷設権獲得計画を跡づけ、第一部第三章「朝鮮中立化案とその挫折」は皇帝を中心とする朝鮮中立化政策の展開過程を明らかにした。秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の「領域觀」」⁽⁶⁶⁾は、一八八七年の「勘界交渉」後の朝清境界問題の展開過程を跡づけ、一九〇〇年以後には越江朝鮮人、沿江地域の地方官、大韓帝国政府において華夷的秩序意識と國際法的論理がさまざまに混在しつつ、國際法がしだいに受容されていくことを明ら

かにした。井上勇一「京釜鉄道の建設をめぐる日露関係」⁽⁶⁷⁾は、日清戦争後における京釜鉄道敷設をめぐる日本とロシアとの対立を述べ、京奉鉄道敷設をめぐつてロシアと対立したイギリスは鉄道権益の擁護という点において日本と利害が一致し、それが日英同盟成立の一必要条件となつたと論じている。梶村秀樹「朝鮮からみた日露戦争」⁽⁶⁸⁾は、日露戦争前の朝鮮中立化構想と一九〇五年一月の中立宣言、朝鮮の世論を取り上げたものである。

三 日露戦争の開始から「併合」まで

まず、日露戦争以後の日本による植民地化政策に関する研究を取り上げる。森山茂徳前掲書⁽⁶⁹⁾の第二部は、第一章「日本の朝鮮保護政策」で、統監伊藤博文の赴任後を保護政治前期、第三次日韓協約前、「文化政策」期（学校拡張、道路・水道工事、金融機関整備の推進）、保護政治後期、第三次日韓協約後、「自治育成政策」（司法制度整備、銀行設置、教育振興、殖産興業）・統制政策期と位置づけ、統監政治の動態を明らかにした。第二章「日韓併合の国際関係」では、日本の政治指導者は問島問題を

契機に朝鮮問題と満洲問題を連関させ、満洲に地歩を拡大するために朝鮮の支配を強化しようとする政策を選択し、この結果、一九一〇年初めの第二次日露協約交渉におけるロシアの承認を経て、「韓国併合」が実行されたことに至つたと論じた。森山は同著を加筆補正して、『日韓併合』を刊行した⁽⁷⁰⁾。田中慎一「韓国併合」は、一九〇三年一二月の日本政府の閣議決定「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」から併合までの植民地化過程を経過過程も含めて叙述したものである⁽⁷¹⁾。一九九四年、海野福寿は乙巳保護条約（第二次日韓協約）の法的有効性に関して「合法不当」説を唱え⁽⁷²⁾、日韓両国を中心とする論争をもたらした。原田環は、高宗は外交権の委譲には終始反対であったが、反対運動を二段階に分けて行い、第一段階は日本の協約案を極力修正することであつたと論じた⁽⁷³⁾。

松田利彦「朝鮮植民地化過程における警察機構」⁽⁷⁴⁾は、植民地化過程における警察機構の変遷を跡づけた。慎蒼宇は、憲兵補助員制度の導入背景とその実態を論じた⁽⁷⁵⁾。浅井良純「韓国併合前後における日本人官僚について」は、甲午改革から韓国併合までに韓国政府に傭聘あるいは、

は任用された日本人官僚（文官高等試験合格者）の形成背景と任用動向を分析し、彼らが内務省・大蔵省出身者で占められ、東京帝国大学法学部出身者が多数を占めたこと、韓国統治機関の主要ポストに任用されて近代化と植民地化を進めたことを指摘した。⁽⁷⁶⁾ 原智弘「大韓帝國期

の試験制官吏任用制度について」は、大韓帝国の試験制官吏任用制度は一九〇五年の文官銓考所規則の制定によって初めて実施されたことを明らかにした上で、文官銓考所試験関係資料を分析して、一九〇五年の試験が多様な受験者層を持っていたのに対し、文官任用令が制定された一九〇六年以降の試験においては受験者の多くは各部より推薦された人物であり、極めて閉鎖的な試験となつたことを明らかにした。⁽⁷⁷⁾

植民地化過程における欧米諸国との対外関係については、対米関係について長田彰文の論文・著書、対英関係について小川原宏幸の論文を得た。⁽⁷⁸⁾

愛国啓蒙運動については、多くの研究成果を得た。池川英勝、田口容三、月脚達彦は個別団体に関する実証研究を進めた。⁽⁷⁹⁾ 田口容三「李朝末期の国債報償運動について」は国債報償運動の展開過程を、義捐金不正処理問題

を含めて明らかにしたものである。⁽⁸⁰⁾ 池川は、各団体の顧問となつた大垣丈夫や佐伯剛平の経歴・活動を明らかにした（81）。林雄介は、西友学会・西北学会が基督教的な農本主義に立脚した農業重視の傾向をもつており、実際に農業奨励活動を展開したことを明らかにした。⁽⁸¹⁾

愛国啓蒙運動の政策論・思想に関する研究も多かつたが、注目すべき成果としては、まず月脚達彦「愛国啓蒙運動の文明観・日本観」がある。⁽⁸²⁾ 月脚は愛国啓蒙運動を立憲改革派と改新儒教派に区分して、その西洋文明観・日本観を検討し、立憲改革派は日本による朝鮮の文明開化を容認したこと、改新儒教派には西洋近代文明の批判と理想化が同居していたことを示した。趙景達「朝鮮における日本帝国主義批判の論理の形成」⁽⁸³⁾ は、愛国啓蒙運動には西洋文明に対する態度を基準にして文明至上主義と文明妥協主義の潮流があつたが、安重根は「信義」によって「力」に対抗する反文明主義的アジア主義を唱え、日本帝国主義批判の論理を獲得したと論じた。佐々充昭「檀君ナショナリズムの形成」⁽⁸⁴⁾ は、檀君を民族の精神的求心点として国民の団結を図ろうとした運動を「檀君ナショナリズム」と名づけ、申采浩や朴殷植などによつて

檀君ナショナリズムがどのように形成されたかを考察したものである。

一進会に関する研究も、林雄介・永島広紀らによつて盛んに進められた⁽⁸⁵⁾。

おわりに

以上に見てきた研究動向に基づいて、その特徴を整理すると、次の点が指摘できよう。

第一に、開化派の運動とその思想を中心に、この時期の政局を把握する立場は後退し、多様な政治勢力の対抗、連携する過程として政局を捉える方向がしだいに浮上してきたと言えよう。

第二に、対外関係の研究は大いに進展した。国際的契

機・国際環境を具体的に明らかにし、一国史的方法を克服しようという、かつての問題提起はある程度実りある成果を得たと言うことができる。

第三に、政権の構造や諸政策を明らかにする研究も進み、政治構造・政治過程の全体的な把握に向けて、一步前進したと言うことができる。

しかし、残された課題も大きい。

第一に、研究のほとんど為されていない時期、問題がまだ残されている。時期について言えば、一八七〇年代末から甲申政変までの時期、光武改革期、植民地化過程の研究は量的に拡大しているが、大院君政権期や閔氏政権の初期、閔氏政権の後半期に関する政治史的研究はまだ少ない。

第二に、朝鮮王朝後期、とくに一九世紀の純祖・憲宗・哲宗の時代に関する政治史・経済史の研究が弱いためでもあるが、一九世紀後半の時点で朝鮮の政治、経済、社会はどのような改革が必要であったのか、についてあまり具体的な像を描くことができていない。一つ前の時代に関する研究との連携を強めて、克服しなければならない点である。

第三に、第二とも関わるが、朝鮮における近代的変革、改革の可能性、あり方はどのように展開したのか、それは朝鮮の政治・経済・社会をどのように変え、短期的には、また長期的にはどのような意味をもつたか、どのような役割を果たしたかを、粘り強く問うていく営みを強める必要がある。

【注】

三月)。

(1) 朝鮮史研究会編『新朝鮮史入門』(龍溪書舎、一九八一年六月)。

(7) 野村淳一「俞吉濬についての一考察」(『史海』第二七号、一九八〇年六月)。

(2) 姜在彦『朝鮮の開化思想』(岩波書店、一九八〇年三月)。

(8) 趙景達「朝鮮における大国主義と小国主義の相克」(『朝鮮史研究会論文集』第二二集、一九八五年四月)。

(3) 糟谷憲一「甲申政変・開化派研究の課題」(『朝鮮史研究会論文集』第二二集、一九八五年四月)。一九八四年一〇月開催の第二二回大会は「甲申政変百年」をテーマとし、『朝鮮史研究会論文集』第二二集は同大会の報告論文を中心、「甲申政変百年」を特集した。

(9) 木村幹『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識—朝貢国から国民国家へ—』(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年一〇月)の第五章「近代朝鮮の自國認識と小国論—金允植にみる朝鮮／韓国ナショナリズム形成の前提としての「國家」—」。初出は「近代朝鮮の自國認識と小国論—金允植にみる朝鮮ナショナリズム形成の一前提」(『愛媛大学法学会雑誌』第二二巻第二号、第三号、一九九四年一〇月、一九九五年一月)。

(4) 康玲子も、開化派の政治的基盤の弱さが、金玉均らの自主性・主体性を政変の過程で失わせたと、指摘している。

(10) 月脚達彦「開化思想の形成と展開—俞吉濬の対外觀を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』第二八集、一九九一年三月)。

(5) 原田環「一九世紀の朝鮮における対外的危機意識の形成」(『朝鮮史研究会論文集』第二一集、一九八四年三月)。

のち、原田環『朝鮮の開国と近代化』(溪水社、一九九七年)の第三章に「ウェスタン・インパクトと朝鮮」と改題して収録。

(11) 月脚達彦「朝鮮開化思想の構造—俞吉濬『西遊見聞』の文明論的立憲君主制論—」(『朝鮮学報』第一五九輯、一九九六年四月)。

(6) 原田環「一八八〇年代の閔氏政権と金允植—対外政策を中心」(『朝鮮史研究会論文集』第二二集、一九八五年)

(12) 糟谷憲一「大院君政権の権力構造—政権上層部の構成に関する分析—」(『東洋史研究』第四九卷第二号、一九九

○年九月)。

(13) 糟谷憲一「大院君政権期の地方官の構成」(『東洋文化研究所論文集』第一号、一九九九年三月)。

(14) 糟谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」(『朝鮮史研究会論文集』第二七集、一九九〇年三月)、同「閔氏政権前半期の権力構造—政権上層部の構成に関する分析」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年四月)、同「閔氏政権後半期の権力構造—政権上層部の構成に関する分析」(『朝鮮文化研究』(東京大学文学部朝鮮文化研究室)第二号、一九九五年三月)。

(15) 井上和枝「大院君の地方統治政策に関する高宗朝『土豪別單』の再検討」(碧史李佑成教授定年退職紀念論叢刊行委員会編『民族史の展開とその文化』上巻、創作と批評社、一九九〇年九月。韓国文)。

(16) 木村幹、前掲「朝鮮／韓国ナショナリズムと『小国』意識」(二〇〇〇年)の第四章「儒教的レッセフェール」と朝貢体制—近代朝鮮における「上からの改革」と開国論」。初出は「儒教的レッセフェール」と朝貢体制—近代朝鮮における「上からの改革」を巡る一考察」(『法

学論叢』(京都大)第一三一卷第六号・第一三三三卷第四号、一九九二年九月・一九九三年四月)。

(17) 須川英徳「朝鮮甲午改革以前における海關稅收入と開化政策の関連について—開化政策の財源問題—」(『朝鮮學報』第一三二輯、一九八九年七月)。のち須川英徳『季

朝商業政策史研究—一八・一九世紀における公権力と商業』(東京大学出版会、一九九四年)の第三章に「政府による商業、開化諸政策の推移」と改題して収録。大澤博明「日清天津條約(一八八五年)の研究(2)」(『熊本法学』第一〇七号、二〇〇五年一月)。

(18) 藤間生大「壬午軍乱と近代東アジア世界の成立」(春秋社、一九八七年三月)。

(19) 高橋秀直『日清戦争への道』(東京創元社、一九九五年)。崔碩莞『日清戦争への道程』(吉川弘文館、一九九七年)。大澤博明「日清天津條約(一八八五年)の研究」(1)(2)(『熊本法学』第一〇六号・第一〇七号、二〇〇四年八月・二〇〇五年一月)。

(20) 副島昭一「朝鮮における日本の領事館警察」(『和歌山大學教育学部紀要』(人文科学)第三五集、一九八六年二月)。

(21) 萩野富士夫「外務省警察史—居留民保護と特高警察機能」

(校倉書房、二〇〇五年一月)。

(25) 宋安鍾「一八七四年の朝鮮政府の日朝交渉再開要因」(『阪

大法学』第四五卷第六号、一九九六年二月)、同「一八七四年における日朝代理交渉の展開」(1)(2) (『阪大

法学』第四六卷第六号・第四七卷第一号、一九九七年二月・四月)、同「一八七四年の『日朝協定』」(『阪大法学』第四八卷第一号、一九九八年四月)。

(26) 三好千春「大院君政権の中日認識」(『史艸』)〈日本女子

大〉第三五号、一九九四年一月)。

(27) 原田環「朝・中『兩截体制』成立前史」(飯沼二郎・姜

在彦編『近代朝鮮の社会と思想』未来社、一九八一年)。のち、原田前掲『朝鮮の開国と近代化』に収録。

(28) 原田環「清における朝鮮の開国と近代化論——『朝鮮策略』と『主持朝鮮外交議』——」(『史学研究』(広島大)第二

〇三号、一九九三年一二月)。のち、原田前掲『朝鮮の開国と近代化』に収録。

(29) 秋月望「鴨緑江北岸の統巡会哨について」(『東洋史論集』(九州大)第一二号、一九八三年三月)。

(30) 秋月望「朝中貿易交渉の推移——一八八二年、派使駐京問題を中心に——」(『東洋史論集』(九州大)第一三号、一九八四年一〇月)。

(31) 秋月望「魚允中における「自主」と「独立」」(『年報朝鮮学』創刊号、一九九〇年二月)。

(32) 秋月望「朝中間の三貿易章程の締結経緯」(『朝鮮学報』第一一五輯、一九八五年四月)。

(33) 秋月望「朝露国境の成立と朝鮮の対応」(『國際学研究』(明治学院大)第八号、一九九一年二月)。

(34) 田川孝三「光緒初年朝鮮越境流民問題」(市古教授退官記念論叢編集委員会編『論集近代中国研究』山川出版社、一九八一年七月)。

(35) 糧谷憲一「近代的外交体制の創出——朝鮮の場合を中心にして」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史II 外交と戦争』東京大学出版会、一九九二年七月)。

(36) 崔蘭英「近代朝鮮の外交政策の一面——『朝貢関係』と『条

約関係』——」(『朝鮮学報』第一八四輯、二〇〇二年七月)

(37) 岡本隆司「属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運」(名古屋大学出版会、二〇〇四年一〇月)。

(38) 北原スマ子「朝鮮の対西洋開国とロシア認識」(『朝鮮史研究会論文集』第三三集、一九九五年一〇月)。

(39) 北原スマ子「第三次修信使の派遣と『日朝通商章程』の改定・課税交渉」(『朝鮮学報』第一九二輯、二〇〇四年八月)。

- (40) 七月)。酒井裕美「甲申政変以前における朝清商民水陸貿易章程の運用実態—関連諸章程と楊花津入港問題を中心にして」(『朝鮮史研究会論文集』第四三集、二〇〇五年一〇月)。
- (41) 趙景達「李朝末期の民乱」(『朝鮮史研究会論文集』第三三集、一九九五年一〇月)。のち、趙景達『朝鮮における民衆運動の展開—士の論理と救済思想』(岩波書店、二〇〇二年)の第三章に収録。
- (42) 趙景達『異端の民衆反乱』(岩波書店、一九九八年)。
- (43) 同上書、三二七～三三三頁。
- (44) 朴宗根『日清戦争と朝鮮』(青木書店、一九八二年一二月)。
- (45) 佐々木揚「イギリス極東政策と日清開戦」(『研究論文集』〈佐賀大・教育学部〉第二九巻第一号(I)、一九八一年七月)。
- (46) 詳しく言及することができないが、佐々木には一八八〇年代から日清開戦時までのロシアの対朝鮮政策についても論じている。佐々木揚「日清戦争前の朝鮮をめぐる露清関係—日清戦争前の露清天津交渉を中心として—」(『研究論文集』〈佐賀大・教育学部〉第二八巻第一号(I)、一九八〇年七月)、同「ロシア極東政策と日清開
- (47) 戰」(『研究論文集』〈佐賀大・教育学部〉第三〇巻第一号(I)、一九八一年七月)、同「一八八〇年代における露朝関係—一八八五年の「第一次露朝密約」を中心として」(『韓』第一〇六号、一九八七年五月)。
- (48) 中塚明『『蹇蹇錄』の世界』(みすず書房、一九九二年)。
- (49) 大澤博明「伊藤博文と日清戦争への道」(『社会科学研究』〈東京大〉第四四巻第二号、一九九二年九月)。
- (50) 大澤博明「日清共同朝鮮改革論と日清開戦」(熊本法学)第七五号、一九九三年三月)。
- (51) 中塚明「歴史の偽造をたどす—戦史から消された日本軍の『朝鮮王宮占領』」(高文研、一九九七年一月)。
- (52) 糟谷憲一「日清戦争と朝鮮民衆」(『歴史評論』第五五二号、一九九四年八月)。
- (53) 姜孝叔「第二次農民戦争と日清戦争—防衛庁研究所図書館所蔵史料を中心に」(『歴史学研究』第七六二号、二〇〇二年五月)。
- (54) 森山茂徳『近代日韓関係史研究—朝鮮植民地化と国際關係』(東京大学出版会、一九八七年六月)。
- (55) 金靜美「一九世紀末・二〇世紀初における「白丁」」(飯

沼・姜前掲『近代朝鮮の社会と思想』、一九八一年)。

(56) 伊藤俊介「朝鮮における近代警察制度の導入」(『朝鮮史研究会論文集』第四集、二〇〇三年一〇月)。

(57) 月脚達彦「独立協会の『国民』創出運動」(『朝鮮学報』第一七二輯、一九九九年七月)。

(58) 宮嶋博史「光武改革論」(『歴史学研究』第五八六号、一九八八年一〇月)。

(59) 奥村周司「李朝高宗の皇帝即位について」(『朝鮮史研究会論文集』第三三集、一九九五年一〇月)。

(60) 月脚達彦「大韓帝国における『国民化』序説」(『人民の歴史学』第一三〇号、一九九六年一二月)。

(61) 広瀬貞二「李容翊の政治活動(一九〇四～一九〇七)について」(『朝鮮史研究会論文集』第二五集、一九八八年三月)。

(62) 吉川友丈「上からの改革と地域社会——甲午改革～大韓帝國期の地域社会統合と士族層」(『朝鮮史研究会論文集』第三七集、一九九九年一〇月)。

(63) 趙景達「大韓帝国期の民衆運動」(『歴史学研究』第六七号、一九九五年一〇月)。林雄介「一九世紀末、朝鮮民衆の対日認識について」(『朝鮮史研究会論文集』第三三集、一九九五年一〇月)。林雄介「一八九八年平壤民

乱について」(『朝鮮文化研究』(東京大学文学部朝鮮文化研究室)第八号、二〇〇一年三月)。

(64) 趙景達「朝鮮の義賊—活貧党的世界を中心に」(『東洋文化研究』(学習院大学東洋文化研究所)第一号、一九九九年三月)。のち、趙景達前掲『朝鮮における民衆運動の展開』(二〇〇二年)の第六章に収録。

(65) 注53に同じ。森山には、次の論文もある。「日清・日露戦期間における日韓関係の一側面—在日亡命者の処遇問題」(『紀要』(東京大・東洋文化研究所)第八八冊、一九八二年三月)。

(66) 秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の「領域観」—「勘界会談」後から日露戦争期まで」(『朝鮮史研究会論文集』第四〇集、二〇〇二年一〇月)。

(67) 井上勇一「京釜鉄道の建設をめぐる日露関係—日英同盟成立要因としての鉄道問題」(『国際法外交雑誌』第八〇卷第五号、一九八一年一一月)。

(68) 梶村秀樹「朝鮮からみた日露戦争」(1) (2) (『史潮』新第七号・第八号、一九八〇年九月・一二月)。

(69) 注53に同じ。

(70) 森山茂徳「日韓併合」(吉川弘文館、一九九二年一月)。

(71) 田中慎一「韓国併合」(井口和起編『近代日本の軌跡』3

(72) 日清・日露戦争』(吉川弘文館、一九九四年一〇月)。

主要な論文を示す。海野福寿「一九〇五年「第二次日韓協約」(『駿台史学』第九二号、一九九四年三月)、同「研究の現状と問題点」(海野福寿編『日韓協約と韓国併合』明石書店、一九九五年六月)、同「明治期における条約の形式と締結手続き—「韓国併合条約」等無効説に関連して」(『駿台史学』第一〇八号、一九九九年一二月)、同「韓国併合条約等旧条約無効」日本の「不当な」支配論をめぐつて」(『駿台史学』第一一二号、二〇〇一年三月)、同「第一次日韓協約と五大臣上疏」(『青丘学術論集』第二五集、二〇〇五年三月)。

(73) 原田環「第二次日韓協約調印と大韓帝國皇帝高宗」(『青丘学術論集』第二四集、二〇〇四年四月)。

(74) 松田利彦「朝鮮植民地化過程における警察機構」(『朝鮮史研究会論文集』第三一集、一九九三年一〇月)。警察機構のあり方をめぐる日本人官僚の構想を検討した、同「韓国併合前夜のエジプト警察制度調査—韓国内部警務局長松井茂の構想に關連して」(『史林』第八三卷第一号、二〇〇〇年一月)も参照。

(75) 憲政官僚制度の治安維持政策の意味とその実態」(『朝鮮史研究会論文集』第三九集、二〇〇一年一〇

月)。

(76) 浅井良純「韓国併合前夜における日本人官僚について—文官高等試験合格者を中心にして」(『朝鮮学報』第一九三輯、二〇〇四年一〇月)。

(77) 原智弘「大韓帝国期の試験制官吏任用制度について—ソウル大学校奎章閣所蔵『銓考請願書』と『文官銓考所去文』の基礎的分析」(『朝鮮学報』第一九八輯、二〇〇六年一月)。

(78) 長田彰文「桂・タフト協定」に関する一考察—韓国との関係を中心に—(『朝鮮史研究会論文集』第二八集、一九九一年三月)、同「セオドア・ルーズベルトと韓国—韓国保護国化と韓国—」(未来社、一九九二年一〇月)。小川原宏幸「日本の韓国保護政策と韓国におけるイギリスの領事裁判権—ベッセル裁判を事例として—」(『駿台史学』第一一〇号、二〇〇〇年八月)、同「日本の韓国保護政策と韓国におけるイギリスの領事裁判権—梁起鐸裁判をめぐつて—」(『文学研究論集』(明治大)第三三号、二〇〇一年九月)。

(79) 池川英勝「憲政会研究試論」(『論集』(東京外国语大)第三七号、一九八七年三月)。田口洋三「大韓自強会について」(『立命館文学』第四一八〇四二一合併号、一九

八〇年七月）、同「旧韓国末期の五学会」（『立命館史学』

第三号、一九八二年三月）、同「国民教育会および興士團について」（『朝鮮学報』第一四五輯、一九九三年一〇月）。

月脚達彦「保護条約以後の『実力養成運動』の論理と活動—愈吉濬と漢城府民会を中心に—」（『朝鮮学報』第一六五輯、一九九七年一〇月）。

田口容三「李朝末期の国債報償運動について」（『朝鮮學報』第一二八輯、一九八八年七月）。

池川英勝「大垣丈夫の研究—大韓自強会との関連を中心にして」（『朝鮮学報』第一一九、一二〇輯、一九八六年七月、同「大垣丈夫について—彼の前半期—」（『朝鮮学報』第一一七輯、一九八五年一〇月）、同「大韓帝国末期各団体にみられる日本人顧問について—佐伯剛平—」（『朝鮮学報』第一五八輯、一九九六年一一月）。

林雄介「愛國啓蒙運動の農業重視論について—西友学会・西北学会の実業論を中心にして」（『朝鮮史研究会論文集』第二九集、一九九一年一〇月）。

月脚達彦「愛國啓蒙運動の文明觀・日本觀」（『朝鮮史研究会論文集』第二六集、一九八九年三月）、趙景達「朝鮮における日本帝国主義の論理の形成—愛國運動と韓国—〔政合邦〕構想と天皇制国家原理との相克」（84）

号、一九八九年六月）。

（85）佐々充昭「檀君ナショナリズムの形成—韓末愛国啓蒙運動期を中心にして」（『朝鮮学報』第一七四輯、二〇〇〇年一月）。

（86）主要な論文を示す。金東明「一進会と日本—〔政合邦〕と併合—」（『朝鮮史研究会論文集』三一集、一九九三年一〇月）、林雄介「一進会の前半期に関する基礎的研究—一九〇六年八月まで」（武田幸男編、前掲『朝鮮社会の史的展開と東アジア』一九九七年四月）、同「一進会の前半期に関する基礎的研究—一九〇六年八月（解散）—」（『東洋文化研究』〈學習院大東洋文化研究所〉第一号、一九九九年三月）、同「運動団体としての一進会—民衆との接觸様相を中心にして—」（『朝鮮学報』第一七二輯、一九九九年七月）、同「中朝国境と日本帝国主義—朝鮮人親日派問題」（季武嘉也編『日本の時代史24 大正社会と改造の潮流』吉川弘文館、二〇〇四年五月。永島広紀「一進会の活動とその展開—特に東学・侍天教との相関をめぐつて—」（『年報朝鮮学』第五号、一九九五年七月）、同「一進会立「光武学校」考」（『朝鮮学報』第一七八輯、二〇〇一年三月）。小川原宏幸「一進会の日韓合邦請願

（『朝鮮史研究会論文集』第四三集、二〇〇五年一〇月）。

【付記】

本稿は、二〇〇六年六月二日にソウル大学校開校六〇周年及び奎章閣創立二三〇周年紀念韓国学国際學術會議「二一世紀韓國学の模索」において報告した「日本における韓国近代史研究の現況と課題」の日本語原稿をもとに、書誌情報を一部補正し、改題して掲載するものである。襄始美氏に依頼して翻訳していただいた韓国語による報告文は、李泰鎮編『二一世紀韓國学の進路模索（ソウル大学校開校六〇周年及び奎章閣創立二三〇周年紀念韓国学国際學術會議報告集）』（ソウル大学校開校六〇周年及び奎章閣創立二三〇周年紀念韓國学国際學術會議組織委員会発行、二〇〇六年五月）二六八～二八三頁に掲載されている。本来であれば、二〇〇六年六月以降の研究動向にも触れて補正すべきであるが、時間的余裕もなかつたので、「歴史的な」文献として日本語の元原稿を掲載するしだいである。

なお、朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』が名古屋大学出版会から近く刊行される予定であり、朝鮮近代政治・外交史の研究動向については酒井裕美・月脚達彦・林雄介の三氏（いずれも日韓相互認識研究会のメンバー）が執筆し

た論稿が掲載される。最も新しい研究動向の整理については、ぜひ同書をひもとかれ、三氏の論稿を御覧になつていただきたい。